

第 3960 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2010年)平成22年 3月18日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♣ エコカー補助金

**Q**：私は、昨年エコカーを購入して、その取得価額を基に減価償却費の計算をして確定申告をしました。補助金が今日届きましたが、どうしたらいいのでしょうか？

**A**：平成22年度の確定申告で補助金の額を調整して減価償却費の計算をします。

### 【解説】

エコカーを買った場合の補助金は、クルマを購入した人が申請を行ってもらう仕組みになっていますので、車両を購入してからその補助金を受け取るまで相当日数がかかることもあるようです。

取得した年と補助金を受け取った年が違ふときは、次のように処理をします。

- ① 取得した年においては、取得価額(A)を基に減価償却費の計算をする。
- ② 補助金を受取った時に取得価額から補助金の額(B)を減額させて取得価額の修正をする。

現金預金××／車両運搬具××

- ③ その修正した取得価額を基にその年の減価償却費を計算する。
- ④ 未償却残高(C)から控除する補助金の額を次の算式で計算して、未償却残高の修正を行う。

$$(C) \times (B) \div (A) = (D)$$

$$(C) - (D) = \text{修正後の未償却残高}$$

- ⑤ 補助金の額(B)と未償却残高から控除する補助金の額(D)との差額を求めて総収入金額に算入する。

車両運搬具××／雑収入××

